

● 韓国IPGの活動

- 韓国IPGミニセミナー「日本政府の模倣品対策の取り組みについて」を開催しました 01
- 特許法院開院20周年記念国際シンポジウム 03
- 特許審判院開院20周年記念国際シンポジウム 03
- 2018知識財産政策フォーラム「第4次産業革命の中核技術と知識財産」が開催されました 04
- 「韓国冒認商標対応マニュアル」のご案内 05

● IPを知ろう

- IPニュース 06
- 「新・知財最前線は今」 07
- 一地名からなる商標
- 「もぐもぐタイム」のイチゴは「ジェネリック」？
- ～韓国で植物品種保護を求めるにはどうする？～



NEW 韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>
 韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

韓国IPG Informationは本号が第40号となりました。創刊号が2010年6月創刊でしたので、皆様のご協力のお陰で8周年を迎えたことになります。今後も役立つ知財情報を発信して参りますので、よろしくお願いいたします。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



QUIZ 知財トリビア!

韓国特許庁は、第53回発明の日(世界初の測雨器を発明した日: 5月19日)を迎え、韓国特許庁フェイスブック(<http://www.facebook.com/kipoworld>)の友達947人が選んだ「世界10大発明品」を発表しました。第1位に選定された発明品は何でしょうか?

- ① インターネット ② 冷蔵庫 ③ テレビ

※ 回答は(7頁)下部に掲載しています。

● 韓国IPGの活動

韓国IPGミニセミナー「日本政府の模倣品対策の取り組みについて」を開催しました



(韓国IPGミニセミナー会場の様子)

近年の模倣品を巡る状況は、一部改善の兆しもみられるものの、依然として世界中で被害が発生しており、日本では官民を挙げて模倣品対策に取り組んでいます。そこで、韓国IPGは、去る5月8日にSJC(ソウルジャパンクラブ)大会議室にて、経済産業省製造産業局模倣品対策室の北中忠 室長補佐をお迎えし、「日本政府の模倣品対策の取り組みについて」をテーマに韓国IPGミニセミナーを開催しました。IPG

● 以下は、模倣品対策室の北中室長補佐よりご講演いただいた内容です

1. 経済産業省製造産業局の模倣品対策室の役割と活動について

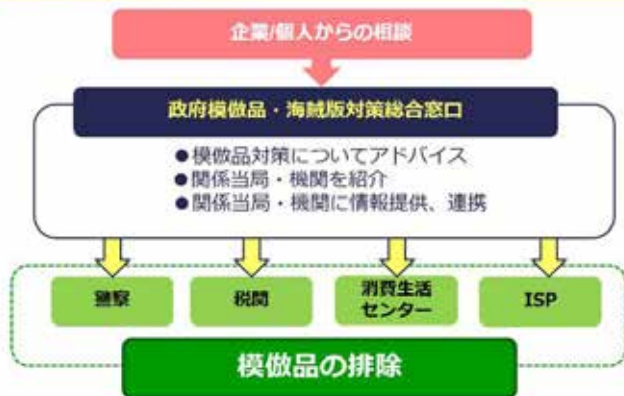
模倣品対策室は、企業などから、模倣品・海賊版対策に関して「相談先が分かりにくい」、「複数官庁に関係することも総合的に対応すべき」との指摘あり、2004年度に政府模倣品・海賊版対策総合窓口として設置されました。



(出処) 韓国IPGミニセミナー発表資料

模倣品対策室では、相談の受付や情報提供、助言、日本国内各担当政府機関の紹介のほか、日本国内の各担当政府機関への情報提供、日本国外の当局・機関への政府間会合や各事業等による要請及び協力などの働きかけを行っています。

日本国内の相談の場合



(出処) 韓国IPGミニセミナー発表資料

2016年度の相談・情報提供の受付件数をみると、相談が348件、情報提供が550件で相談案件数は過去最多となっています。また、2016年度の商品分野別の相談案件の割合をみると、雑貨類が44.7%で相談件数が最多となっています。

この他にも、模倣品対策室では、ジェットロを通して各国の模倣対策の制度や運用状況、模倣品による被害実態調査などを実施しており、ジェットロの知的財産権保護ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/themetop/ip/>) にてご覧いただくことができます。

2. 日本国内の模倣品問題の現状について

日本の税関における水際での取り締まりは、2017年度の知的財産侵害物品の輸入差止実績構成比の推移をみると、件数ベースでは98.0%が商標権によるものであり、点数ベースでは61.8%が商標権、26.7%が意匠権で、意匠権の差止が増加しています。また、同年の品目別の輸入差止実績構成比の推移をみると、件数ベースではバッグ類が38.8%で、その次が衣類14.0%であり、点数ベースでは電気製品23.1%で、その次が携帯電話及び付属品12.8%です。また、2017年度の輸送形態別輸入差止実績構成比の推移をみると、件数ベースでは郵便物が92.5%、一般貨物が7.5%であり、点数ベースでは郵便物が43.5%、一般貨物が56.5%でした。

また、日本の警察庁による取り締まりは、2016年度の商標権侵害事犯の検挙事件数が304件で、著作権侵害事犯の検挙事件数が238件であり、この二つの事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合が、商標権侵害事犯が82.2%で、著作権侵害事犯が91.2%であり著作権侵害事犯の割合が最多でした。

3. 中国の模倣品問題の現状と対策について

2017年度に日本特許庁で行った模倣被害調査報告書の「海外におい

て模倣被害を受けた国・地域の被害社数(複数回答)」によると、中国(香港を含む)において、製造会社が3,315社、経由会社が2,066社、販売会社が2,623社で、その次に韓国において、製造会社が486社、経由会社が732社、販売会社が1,098社であり、中国の模倣品被害が依然として重大であることが分かります。

中国の模倣品問題は日本の企業名、地名、キャラクターなどが多数出願・登録される冒認出願が多く、中国で自己の商標の登録・使用ができなくなります。また、争うことに関するコストは甚大で、期間も4~5年かかることも決して珍しくありません。最終的に勝っても、争っている間は、権利侵害を主張される可能性もありビジネスができない可能性があります。

模倣品対策室では、中国の模倣品問題の対策として官民合同ミッションの派遣を行い、中国政府に法制度・運用面の改善などの要請・働きかけを行っています。また、日中知的財産権ワーキング・グループを設置し、知的財産保護に関する法制度から執行・運用面まで幅広いテーマを議題として取り扱い、おおむね毎年1回、日中交互で開催しています。さらに、日中知的財産権エンフォースメント共同セミナーの開催や、中国国家工商行政管理総局(SAIC)等、知的財産に関わる中国政府機関を招聘し議論を行っています。

4. その他地域の模倣品問題の現状と対策について

ベトナムとの三者連携プロジェクト、ミャンマーとの税関差止プロジェクトを実施しました。UAE政府機関に対しては、税関での水際取締りの強化、刑事罰の厳罰化、フリーゾーン内での模倣品取締り強化などを働きかけています。サウジアラビア商業投資省との間では、模倣品対策協力に関する覚書を締結しています。

5. インターネット上の模倣品問題の現状と対策について

消費者が日本ショッピングモールオークションを通して購入すると、海外の模倣品業者が消費者に直送するインターネット上の模倣品被害が発生しています。このような被害に対する対策としては、権利者、ISP(Internet Services Provider)事業者、ECサイト(Electronic Commerce site)事業者と協力して問題解決を目指しています。⑩

インターネット上の模倣品被害



(出処) 韓国IPGミニセミナー発表資料

● 特許法院開院20周年記念国際シンポジウム



特許法院が、2018年6月より、国際裁判部の運営を開始

特許法院(日本の知財高裁に相当)は、2018年4月23日に大田市内にて、開院20周年を記念する「20年の挑戦と革新、世界で進む特許法院」と題した国際シンポジウムを開催しました。裁判官、教授、実務家などの知財権法専門家が集まり、また、海外からも日本の知財高裁の判事や世界知的所有機関(WIPO)の関係者がスピーカーとして参加しました。

複数の発表やパネルディスカッションが行われた中、主に取り上げられたテーマは、「国際裁判部の導入」に関するものでした。2017年11月24日に韓国の国会が議決した国際裁判部の導入により、外国語での弁論や証拠提出が、知財訴訟に限って認められることとなり、特許法院は、国際裁判部の発足を2018年6月13日に控えています。今後の国際裁判部の運営に関連して、特許法院の判事がシンポジウムで説明した内容の一部を以下のとおり、ご紹介します。

(1)導入背景・趣旨：知財権の紛争が国際化し、2017年の特許法院の処理事件のうち、約31.5%が外国人当事者となるほど、外国人当事者の事件が拡大しつつあります。国際裁判部の導入は、特許訴訟における外国人当事者の言語に対する負担を下げるためであり、判断基準が、決して外国人当事者に有利になることはありません。

(2)目標：短期目標としては、特許法院を世界IP訴訟の地として好まれるフォーラムショッピングとすることで、韓国企業の海外におけるIP訴訟に有益な影響力を与えることを期待します。

(3)裁判の流れ：①訴状(外国語)提出、②相手の同意で国際裁判部に回付、③答弁書(外国語)と書証(外国語)を翻訳文無しで提出、④弁論期日に訴訟関係人が外国語で陳述可能(韓国語に同時通訳)、⑤裁判長の訴訟の進行は韓国語を使用(外国語に同時通訳)、⑥外国人証人の審問・証言は、外国語で可能(韓国語に同時通訳)、⑦判決宣告は、韓国語で宣告後、外国語の翻訳を提供。

(4)国際裁判部の設置法院：特許法院とソウル中央地方法院に優先的に設置します。

(5)許容外国語：最初は、英語のみとし、今後の状況を考慮し、日本語と中国語などの外国語に拡大する予定です。 

● 特許審判院開院20周年記念国際シンポジウム



今後、世界5大特許庁の審判機関の協力を深める契機に

韓国特許庁(以下、特許庁)は2018年4月25日にソウル市内にて、特許審判院(日本特許庁の審判部に相当)の開院20周年を記念し、「2018年知識財産国際シンポジウム-知識財産審判制度の役割と未来-」を開催しました。

特許庁長は、歓迎の辞で、「特許審判院は、過去20年間、口述審理制度の導入、遠隔映像口述審理システムの構築などの顧客中心のさまざまな政策を展開し、その結果、特許審判院の審判を不服として提訴する割合は開院当初の20%から昨年には11%までに激減した」と述べました。

また、世界5大特許庁(IP5、日米欧中韓)の審判機関長とWIPOが、初めて一堂に会し、「主要国の知財審判政策の現在と未来」という主題で、各国の政策について発表を行いました。シンポジウムの終了後には、「特許協力多国間会議」が開催され、今後、IP5の審判機関が定期的に参加する審判協力協議体の新設に各国が協力することに合致しました。

審判制度の改善策に関する発表が行われました

次のセッションでは、「知財の信頼度と安定性の向上のための審判制度の役割」という主題で、審判制度の改善策に関する各発表が行われました。全州大学教授は、「知財審判の公定性の向上案」と題した発表を通じて、「公定性の向上のためには、審判部の強化が重要であり、現在の審判長11名、審判官95名の審判部の構成を、長期的に審判長100名、審判官200名と増やすべきである」と主張しました。

また、チョハン特許法律事務所の弁理士は、「迅速な紛争解決のための知財審判制度の改善策」と題した発表を通じて、審判事件のうち、調停で解決できる事件であると審判長が判断した場合に、当事者の同意を得て該当事件を紛争調停委員会に回付して紛争を解決できるようにする「特許審判-調停連携制度導入案」などを提案しました。

最後に、建国大学教授は「知財審判性の専門性の確保策」と題した発表を通じて、専門経歴官(*特定分野の業務だけ携わる公務員)制度の導入を提案しました。 

2018知識財産政策フォーラム「第4次産業革命の中核技術と知識財産」が開催されました。

第4次産業革命分野における主な課題を分野別に紹介

韓国特許庁(以下、特許庁)および国会議員2名は、4月5日にソウル市内の国会議員会館で、2018知識財産政策フォーラム「第4次産業革命の中核技術と知的財産」を共同主催しました。

まず、特許庁長は、歓迎の辞を通じて「新成長エンジンとして浮上しているビックデータと人工知能を知識財産としてどのように保護すべきかの制度的改善策について、深い議論が必要な時である」と述べました。

最初の発表では、特許庁産業財産政策課長が「第4次産業革命に備えた特許庁の政策」と題して第4次産業革命に備えた主な知的財産計画および課題を紹介しました。

主な知的財産計画については、2018年3月に国家知識財産委員会で確定した「革新成長に向けた国家特許競争力の強化策」を紹介しました。同強化策では、「第4次産業革命に関連して、中核分野を中心に特許品質管理を研究開発(R&D)・出願・審査などの特許創出の全過程に拡大し、産・学・研・官などのすべての主体の能力を引き上げ、パラダイムを切り替えることを目標としている」と述べました。

また、第4次産業革命分野における主な課題について、①R&D分野では、i) 細部技術構築の支援および特許分類との相互連携、ii) R&D全周期における特許分析の支援拡大、iii) 中核標準必須特許の確保、を挙げました。特に特許分類については、「世界5大特許庁(IP5、日米欧中韓)および世界的所有機関(WIPO)の間で、第4次産業革命技術に関連した国際特許分類の新設議論を、特許庁が主導していくつもりである」と述べました。

また、②審査分野では、i) 第4次産業革命分野における韓国企業の知財権の早期確保のための関連技術およびデザイン出願の優先審査対象化(2018年5月より実施)、ii) 審査組織の整備および業務の革新、を挙げました。③その他の分野では、i) IP 이슈発掘および法・制度の改善、ii) 中小・ベンチャー企業の特許の年次登録料の減免、iii) 人工知能(AI)技術を適用した特許検索および相談サービスシステムの構築、を挙げました。

AIの創作物をどのように保護すべきか

次の発表では、檀国大学法科大学教授が「ビックデータ・人工知能振興のための知識財産権の役割」というテーマで、AI創作物の保

護案と今後の課題について紹介しました。AI創作物の保護案については、①弱いAIの場合、その創作物の権利帰属を創作関与者である人間に帰属し、また、創作過程に人間が介入した程度と寄与度により、権利帰属の関係を分ける必要があり、②現在の人間中心の保護体系にAIの創作物を含めるようにしつつ、著作物に対する新たな概念の定義が必要であり、③保護期間は、現在の著作者の生涯+70年に比べ、著しく短い保護期間が望ましい、などと提案しました。また、今後の課題については、「AI発明および創作物の保護に対する今後の立法方向は、特許法および著作権法での特例条項の新設もしくは特別法制定という選択肢があり、これについて、経済的効果を分析し、企業、発明家、芸術家、ユーザーなどが参加する議論の場を設ける必要がある」、「ビックデータ保護については、不競法による保護が著作権法との保護範囲の重複および衝突可能性の問題を解決できるかに関する問題があり、データ保護のための新たな不正競争行為の類型の新設が必要である」と述べました。

各界の専門家が議論を展開

パネルディスカッションでは、成均館大学法科大学院の教授が座長を務め、各界の専門家がAIとビックデータに関する争点について議論を展開しました(以下表を参照)。IPG

(表) パネルディスカッションの主な内容

韓国知識財産 研究院本部長	特許庁の第4次産業革命を備えた政策は、規制よりは産業成長の基盤造成と創出および活用の振興政策に焦点を当てている点が良い。
京仁教育 大学教授	現実化されていない知的個体の権利帰属の可否を悩むよりは、国家共同体的な利益配分およびインセンティブの付与方式に対する悩みを前提とすべきである。
梨花女子 大学教授	全国民が加入している国民健康保険制度による膨大かつ有用な医療データは、保険医療に革新をもたらすことができるが、個人情報保護制度がそれを立ちはだかっている。議会は、規制の緩和可否について、様々な専門家および利害関係者の意見を聴取すべきである。
YOUME 法務法人 弁護士	知財の観点からみてビックデータ、AIなどの技術につき、最優先で議論すべき争点は、「この技術が採択しているアイデア、アルゴリズム的要素またはこれらの応用に対し、どの範囲まで独占的権利(特許権、ソフトウェア著作権など)を付与すべきであるか」という問題となる。
株式会社KT IPR担当常務	第4次産業革命の中核技術をはじめとする韓国の技術革新に十分なインセンティブを保障するために、知財権の保護強化は至急必要であるが、国際的均衡を維持しなければ、域内の発明・創作・生産者に対する逆差別効果が発生し得る。

「韓国冒認商標対応マニュアル」のご案内

ジェトロソウル事務所は2014年3月に、日本企業が韓国進出に当たって、冒認商標を発見する前の対策から冒認商標発見後の対策まで、関連する法規・判例、取り得る対策などについて整理した「韓国冒認商標対応マニュアル」を作成しました。その後、韓国の商標法の全部改正および審査基準の改訂があり、また新たな判例の蓄積もあったことから、2018年3月に改訂版を作成しました。

韓国需要者は、ひらがなやカタカナの意味や称号が分かると判断

韓国の外国語商標の審査基準によると、ひらがな、カタカナなどの日本語で構成された商標については、韓国語で音訳または翻訳し、その音訳、翻訳した韓国語についても、商標法の各条文に該当するかどうかを検討することを原則としています。

つまり、日本語の場合、情報検索の発達で、容易にその意味や称号を把握することができるとして、音訳や翻訳した意味についても、商標法の各条文を適用するか否かを判断することとしています。

ただし、この日本語の商標の取り扱い、韓国特許庁における審査基準であり、特許法院において個別の案件について判断される場合は、異なる可能性があることに留意すべきです。

日本企業の無効審判を分析

日本企業が請求した無効審判のうち、審判請求人が韓国に商標を先出願又は先登録していないケースは、ケースにおいて審判請求人が提起した無効事由の大半は、韓国または外国において需要者に特定人の商標として知られている商標を不正な目的で先行取得した商標(韓国商標法第34条第1項第13号)であるということでした。

同ケースの勝敗を分けた要因は、審判請求人の先使用商標が日本で周知・著名であることを立証できたか否かに大きく左右されました。韓国国内で広く知られていないとしても、外国において需要者に広く知られており、韓国でも保護する価値があると認められれば、少なくとも該当する外国商標が使用された商品と同一・類似し、または経済的な関連性が認められる商品に対しては、保護を受けることができます。したがって、韓国で登録された商標が自身の商標を冒認したと主張する場合には、自身の商標が韓国商標法上の保護を受ける価値が、ある程度需要者に既に広く知られているということを審判請求人が必ず立証しなければなりません。詳細については、同マニュアルをジェトロ韓国知財ウェブサイト(www.jetro.go.jp/korea-ip)で掲載していますので、是非ご覧ください。 

※ ジェトロ韓国知財ウェブサイト毎日発信されている知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>



① 特許庁の紛争調停委57件、成功率40%を達成！

| 韓国特許庁(2018.3.6)

韓国特許庁は2017年に産業財産権(以下、産財権)紛争調停委員会を運営した結果、計57件の事件を解決し、約40%(22件、調停成功)の調停成功率を達成したと発表した。これは、民事本案事件における調停の成功率である16%を大きく上回る数値で、産財権紛争調停制度が産財権分野の紛争解決に効果があるという裏付けである。最近5年間(2013~2017年)の処理件数の統計を見ると、計135件の紛争を処理し、平均調停額は1,300万ウォン、調停成功率は31%となっている。特許庁の実態調査によると、産財権侵害紛争に巻き込まれたことがある企業の平均訴訟費用は約6千万ウォン、特許侵害訴訟期間は大法院(日本の最高裁判所に相当)まで平均40カ月が必要とされたことが明らかになった。経済的余裕がない中小企業は紛争解決に時間と費用を過度に消費し、企業運営に打撃を被るのが現状である。特許庁の産財権紛争調停委員会を通じて紛争を解決する場合は、別途の申請費用は不要で3カ月以内にその分野の専門家と合理的な解決策を導き出し、紛争の当事者がお互いが満足できる結果につながる。特に、申請のほとんどは中小企業であるため(最近5年間の申請事件のうち95%)、中小企業に役立つ制度として知られている。

② 国際デザイン出願件数でサムスン、LGが世界1、2位

| 韓国特許庁(2018.3.27)

韓国特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)が発表した「2017年ハーグシステムを通じた国際デザイン出願統計」でサムスン電子とLG電子がそれぞれ1位と2位となったと発表した。

サムスン電子は762件を出願して1位となり、LG電子は668件を出願し、3位のフォンケル(Fonkel, 490件)を引き離して2位となった。次いでプロクター・アンド・ギャンブル(Procter&Gamble, 488件)が4位、フォルクスワーゲン(Volkswagen, 369件)が5位となった。

国別ランキングでは、4,261件のドイツが昨年に続いて今年も1位となり、2,935件のスイスが2位となった。続いて1,742件の韓国が2年連続で3位、米国とフランスはそれぞれ1,661件と1,396件で4位と5位となり、831件の日本は7位にとどまった。

韓国が国際デザイン出願で良い成績を出している理由は、韓国の

大手企業がコストや管理の面で有利なハーグシステムの利点を認識し、それを適切に活用しているためとみられる。

③ 第4次産業革命関連の特許なら6カ月で審査終了

| 韓国特許庁(2018.4.23)

韓国特許庁は第4次産業革命関連の7大技術分野の特許出願を、優先審査の対象に追加する改正特許法施行令を2018年4月24日から施行すると発表した。今回、優先審査の対象に追加される第4次産業革命関連の7大技術分野は、昨年、特許庁が世界初で完成した新特許分類体系に含まれる技術として、人工知能、モノのインターネット、3Dプリンティング、自動運転車、ビッグデータ、知能型ロボットおよびクラウドコンピューティングである。

優先審査の対象になると、特許登録までの平均期間が一般審査の3分の1に過ぎない6カ月となり、該当技術分野の企業、大学、研究所などによる迅速な特許取得が可能になる。人工知能、モノのインターネットなど第4次産業革命関連の技術は、変化の周期が非常に短いため、優先審査による迅速な権利化への支援は、企業の競争力向上はもちろん、海外進出にも大きく役立つとみられる。

④ 特許庁、宅配代理店が運営する模倣品流通組織を摘発

| 韓国特許庁(2018.4.24)

韓国特許庁の商標権特別司法警察（以下、特司警）は、大企業の宅配代理店などを運営し、中国から模倣品約28万点（正規品価格715億ウォンに相当）を搬入して販売した2つの流通組織を摘発し、17人を商標法違反の疑いで立件した。そのうち、中国の総責任者と特定された中国の社長1人については、令状を発付してもらい指名手配した。大企業の宅配代理店を運営しながら、模倣品を流通・販売したA氏（39歳、拘束）ら5人は、2015年1月から2017年4月までナイキスニーカーなど19万3,000点余り（正規品価格340億ウォンに相当）を販売した。特司警はA氏所有の物流倉庫（仁川桂陽区）に保管されていた、販売目的の模倣品3万3,000点余り（正規品価格47億ウォンに相当）を押収した。別の流通組織の物流担当B氏（37歳、拘束）とB氏から模倣品を供給されて販売したC氏などの12人は、2016年1月から2018年1月までオンラインショッピングモールで模倣品4万1,000点余り（正規品価格189億ウォンに相当）を流通・販売した疑いが持たれている。特司警は宅配代理店のオフィス、車などに販売目的で保管していた模倣品1万4,000点余り（正規品価格138億ウォンに相当）も押収した。特司警の調査によると、中国の総責任者は模倣品の宅配手数料を通常より2倍払うことで、国内の物流担当B氏を巻き込んだことが分かった。IPG

地名からなる商標



韓国では著名な地名だけからなる商標は商標登録を受けることができないが、最近北朝鮮の地名に関する興味深い商標無効審判事件があった。この事件は韓国商標業界内でも大変関心を集めた事件であったが、2018年2月に韓国大法院（最高裁）の判決が下されたのでこれを紹介する。

1. 事件の概要

A（乙：被告・商標権者）は、曾祖母が1951年から大田（テジョン）で「沙里院麵屋」（サリウォン・ミョンオク）という名で食堂を始めて以来、代を引き継いで食堂を運営してきた。メインメニューはプルコギと冷麺だ。「沙里院」（サリウォン）は北朝鮮の黄海北道（ファンヘブクト）の道庁所在地であり、「麵屋」（ミョンオク）は麺料理を出す食堂を意味して主に冷麺を出す食堂に使われる。この食堂はかなり成功し、Aは現在大田に3カ所、ソウルに1カ所の「沙里院麵屋」食堂を運営している。Aは1994年に「冷麺専門食堂業」を指定サービス業として商標（サービスマーク）出願をし、1996年に商標登録をした。Aは商標の更新によって登録商標を維持している。

B（甲：原告）は、1992年にソウルで「沙里院」（サリウォン）という名で食堂を始めた。この食堂もメインメニューはプルコギと冷麺だ。この食堂もかなり成功し、Bは現在ソウルに8カ所、京畿道（キョンギド）に1カ所の「沙里院」食堂を運営している。Aが運営する「沙里院麵屋」とBが運営する「沙里院」は、どちらもよく知られた食堂だ。

一方、韓国商標法は「著名な地理的名称やその略語だけからなる商標」は登録を受けられないと規定している。

2016年4月に、BはAの登録商標（サービスマーク）の「沙里院麵屋」の「麵屋」は普通名詞で、「沙里院」は著名な地理的名称であるため、韓国商標法に違反する商標という理由により商標無効審判を請求した。

特許審判院はこの事件を審理した後、「沙里院」はこの事件登録商標の登録決定時に韓国国内の一般需要者間で顕著に認識されている地理的名称と見ることはできないとして、2016年10月に審判請求を棄却した。これに対し、Bは再び特許法院（知財高裁）にこの審判の審決取消訴訟を提起した。しかし、特許法院は、2017年5月に同様の理由でBの請求を棄却した。

認められた事実は次の通りである。

1. 沙里院（サリウォン）は、北朝鮮の黄海道（ファンヘド）にある地域の名称である。

2. 沙里院 (サリウォン) は、朝鮮時代の鳥致院 (チョチウォン)、梨泰院 (イテウォン)、長湖院 (チャンホウォン)、退溪院 (トエゲウォン) とともに院 (ウォン) が設置された交通の要地であり、1947 年に市に昇格した後、1954 年には黄海北道 (ファンヘブクト) の道庁所在地となった。この事件の登録商標の登録決定当時である1996 年にも沙里院は黄海北道の道庁所在地であり、現在も黄海北道の道庁所在地である。
3. 1960 年代から2010 年代までに発行された韓国内の小/中/高等学校の教科書および地図に、沙里院 (サリウォン) は黄海北道の道庁所在地で、交通の要地であるなどの内容が叙述され、地図にも表示されている。
4. 「沙里院」でニュースを検索すると、沙里院に関連する新聞記事は、主に1920 年代から1940 年代の初期までに集中しており、その後は関連する新聞記事の数が急激に減少した。ただ、1940 年代以降も北朝鮮関連の記事や天気関連の記事などには、沙里院が北朝鮮の代表的な都市の1つと言及されている。
5. この事件の登録商標が登録される頃の1996 年7月頃に「沙里院」で構成された商標が著名な地理的名称だけからなるという理由で登録拒絶されたことがある。
6. 特許法院の訴訟段階で、AおよびBはそれぞれ世論調査機関を通じて世論調査を実施した。
 - (1) Aの依頼を受けた世論調査機関は、2016 年7月から8月まで、20 才以上59 才以下の韓国人を対象に調査をした。これによれば、沙里院という名称を知っているという回答者が61.4%で、全体のうち食物関連で知っているという回答者が27.4%、地名として知っているという回答者は19.2%、黄海道地域の地名として知っているという回答者は10.4%であった (複数応答可能)。この世論調査機関は、2016 年12 月に調査対象者の年齢を広げて20 才以上79 才以下の韓国人を対象に再び調査をした。これによれば、沙里院という名称を知っているという回答者は39.4%であった。また、全体のうちの10%は沙里院を食物関連で知っているという回答し、地名関連で知っているという回答者は16.5%、黄海道地域の地名として知っているという回答者は3.7%であった。
 - (2) Bの依頼を受けた世論調査機関は、2016 年9月に20 才以上69 才以下の韓国人を対象に調査をした。

これによれば、沙里院が地域の名称 (地名) であることを知っているという回答者が53.6%、沙里院が北朝鮮の地名であることを知っているという回答者が40%であった。この世論調査機関が2016 年12 月に調査対象者の年齢を上げて40 才以上の韓国人を対象に再び調査した。これによれば、沙里院という名称を知っているという回答者が51.6%で、この回答者のうちの69.8%が地名として知っているという答え、50.5%は飲食店関連だと答えた (複数応答可能)。全体の回答者を基に見たとき、「沙里院」を地名と

して知っている回答者は26.8%であり、黄海道地域の地名として知っているという正確に答えた回答者は15.8%に過ぎなかった。特許法院はこのよう調査結果に基づいて沙里院は著名な地理的名称ではないため登録商標無効主張には理由がないと判断した。

しかし、大法院は著名な地理的名称であるか否かの判断時点は、商標登録可否決定時であることを前提とし、2016 年に実施された需要者認識調査は商標 (サービスマーク) 登録日から20 年も過ぎた後に行われたものであるから、これが登録決定当時の一般需要者の認識を反映しているとは見ることは難しいと判断した。逆に、上の認定事実1〜6に基づき、この事件商標の登録決定があった1996 年には一般需要者に広く知られている著名な地理的名称に該当すると判断した。即ち、この事件商標は無効ということだ。

2. 検討

日本の商標法と異なり、韓国の商標法は「著名な地理的名称やその略語だけからなる商標」は登録を受けることができないと規定している。そして、最高裁判所の判決に見られるように、著名な地理的名称であるか否かの判断時点は商標登録可否決定時である。日本と韓国の交流が活発になるにつれ、日本の地名もますます韓国人に親しいものとなっている。東京、大阪、京都は言うまでもなく、より多くの日本の地名が韓国で著名な地理的名称になりつつあると思われる。しかし、まだ韓国内で顕著に知られていない日本の地理的名称は依然として韓国で商標登録が可能のため、注意が必要だ。 



特許法人ムハン 代表弁理士 千成鎮 (チョン・ソンジン)

94 年弁理士試験合格 (首席)。95 年ソウル大学工科大学院コンピューター工学科卒業。95 年〜99 年サムスン電子に研究員勤務。2000 年〜02 年金&張法律事務所勤め、02 年に特許法人ムハンを共同設立。現在、特許法人ムハン代表弁理士。韓国情報工学会、韓国弁理士会 (KPAA), (AIPPI), (APAA)にて活動。

(監修：日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明)



知財トリビアの回答

正解は ②冷蔵庫です。 選定理由は「生活で一番多く使うから」、「冷蔵庫がなかったら腐ったものを食べ、よく食中毒になったはず」、「冷蔵庫がなかったら食欲がわかなかったはず」、「特に、氷を作ることができるから夏は最高」といったものということです。

(出典：韓国特許庁2018年5月21日付け報道資料)

「もぐもぐタイム」のイチゴは「ジェネリック」?

- 韓国で植物品種保護を求めるにはどうする? -



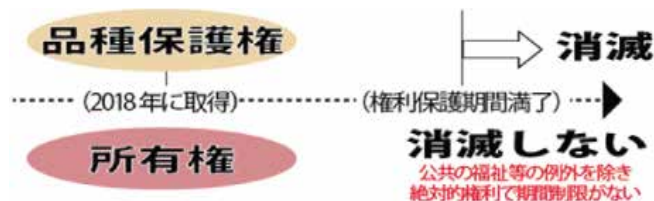
先の平昌五輪でカーリング日本女子の「もぐもぐタイム」がお茶の間の話題となりました。特に韓国のイチゴを絶賛するコメントには賛否両論がありました。日本国内では「(韓国のイチゴは) 日本から流出した品種をもとに、韓国で交配されたものが主だ」という報道もあったようですが、それが「そだね〜」かどうかは横に置き、本稿では韓国でそうならないためには、またはもしもそうなった場合にはどうすればよいかを考えてみたいと思います。

1. 韓国の動向

韓国で種苗に対して保護を求める方法には、特許権又は品種保護権(日本の育成者権に相当)の登録を受ける方法があり、品種を登録することで植物新品種保護法(日本の種苗法に相当)により保護されることになります。韓国政府は知的財産権の侵害に対して権利者ファーストの政策を積極的に展開しようとしています。以下では、韓国で品種保護権の登録をし、韓国内の農家等の栽培者とライセンス契約をしたり、栽培契約を締結したりしてその栽培者が当該品種を収穫・納品する方式(いわば栽培契約)で発生し得る法的な争点を、私の実務経験に基づいて足早にまとめたいと思います。字数の関係上、品種保護権の出願時の注意事項は割愛します。

2. 栽培契約時の注意すべき事項

- 1) 土地への付合: 韓国民法でも、土地に付合する動産の所有権は土地の所有権者に帰属します。このため、種子(増殖用又は栽培用で使われる種、きのこ菌、苗木、孢子又は栄養体である葉・茎・根など)、特に栄養体である茎の所有権および実の所有権を品種保護権者(供給者)に留保する契約条項を明示的に規定し、併せて対象物に「明認方法」という、所有権表示をしなければ将来、栽培契約又は品種保護期間が満了した後で品種保護権者が栽培者に種子や果実の返還請求を行うことが困難場合があります。
- 2) 例えば、品種保護権者の返還要求に応じず、栽培者が苗木の占有を続ける場合、品種保護権者は民法上の所有権に基づいて返還や損害賠償を請求することが可能で、栽培者は韓国刑法上の業務上横領罪(刑法第356条)に当たり、10年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金に処せられます。



3. 栽培権の終了前に当該保護品種を栽培する行為

韓国では、品種保護権の存続期間満了前に、その品種の苗木を契約とは関係なく内々に育てておいて、品種保護権の存続期間満了を待って果実を販売しようと目論む人が残念ながら見られますが、このような行為が品種保護権侵害に当たることは明白です。品種保護権の存続期間満了後間もなく当該品種の果実を販売するということは、品種保護期間内に当該保護品種の苗木を接ぎ木して植栽したことの反証となるからです。

ちなみに対象が異なりますが、韓国では特許権の存続期間満了前にジェネリック薬を開発した行為に対しても特許権侵害を認めた判例があります。

4. 品種保護権の侵害に該当する増殖か?の視点

ライセンス契約又は栽培契約の終了後に、品種保護権者の苗木の廃棄又は返還の要求に応じず、栽培農家が勝手に当該苗木を栽培し続けて、その苗木が成長した場合、これが品種保護権の侵害にあたる「保護品種の種子を増殖」に該当するかが問題になった事例がありました。韓国の「国立種子院」の見解は、成長によって茎の大きさや数が増えることは増殖とは認めないという立場でした。つまり、増殖とは種子の個体数を増やすことと見るのが実務であると判断されます。

5. 栽培農家が発見したとき

品種の栽培時に生じ得る変異種をその栽培農家が増殖させて商品化する際には、品種保護権者、すなわちライセンサーの承認を得ようとしている契約条項がありますが、これは栽培農家、すなわちライセンシーが発見し保護品種の要件を備えて品種保護権の登録を受ける機会を基本的に閉ざす不正取引条項だとの理由で、韓国公正取引委員会から削除又は修正を勧告された事例があります。

6. 刑事告訴するときの注意事項

日本でも同様かは分かりませんが一般的に韓国では「農業従業者は社会的弱者」という雰囲気があるため、検察官は農業従業者を対象に捜査して公訴を提起することについて負担を感じることも当然あるようです。

ですから刑事告訴を行う際、担当検察官に当該品種の開発に係わる莫大な人的・物的投資および予想される損害額に関する資料を提示して、納得ずくで検察官の心的負担を軽減させる必要もあります。IPG



特許法人 Y.S. CHANG 朴鎮佑 弁護士・弁理士

嶺南大学ロースクール卒(法学専門修士)、慶熙大学ロースクール博士課程在学中(知的著作権)。専門は著作権・商標権・不正競争防止法・品種保護権。

(監修: 日本貿易振興機構(ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明)